

小樽商科大学における「独占禁止法教室」の開催について

令和 8 年 8 月 1 8 日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 2 5 日（火） 1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0
- 2 場 所 小樽商科大学 1 7 1 A L 教室
北海道小樽市緑 3 丁目 5 番 2 1 号
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課
デジタル市場企画調査室長 池澤 大輔
- 4 対象者 商学部学生
- 5 テーマ 「公正取引委員会と競争政策～デジタル市場を中心に～」

※ 今回の独占禁止法教室の取材については、北海道事務所で対応いたしますので、以下の問い合わせ先へ御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課 電話 0 1 1 - 2 3 1 - 6 3 0 0（代表）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

授業内容（例）

※授業内容は、学校の御要望をお伺いした上で決定します。

大学向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などの一コマへ、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生の将来の進路と学生が将来の進路において直面する独占禁止法上の関係について講義し、学生からの質問にお答えします。



※ 授業構成は、学校の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校の御都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討いたします。

※ 講師謝金は必要ありません。

北海道地区における開催校（令和7年度）

北海道大学、北海道科学大学、北海商科大学、小樽商科大学（2回）、北海学園大学、専門学校札幌デザイナー学院、北星学園大学、苫小牧市立青翔中学校、美瑛町立美瑛中学校、札幌学院大学、北海道芸術デザイン専門学校、札幌デザイン＆テクノロジー専門学校、旭川実業高等学校、札幌ミュージック＆ダンス・放送専門学校、札幌マンガ・アニメ＆専門学校、旭川商業高等学校

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年 度	中学校	高等学校	大学等
R5年度	54回	36回	143回
R6年度	50回	46回	143回
R7年度	42回	39回	123回

【問い合わせ先】

公正取引委員会北海道事務所

総務課 担当：松原、大谷、佐々木

TEL 011-231-6300